

次期歯科保健計画 策定概要

令和5年度 第2回ふじのくに健康増進計画推進協議会

1

■ 歯科口腔保健 パーパス

これまでの成果

- ・ こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加にみられる口腔衛生の改善傾向
- ・ 歯科保健医療へのアクセスが困難な者への対応の改善
- ・ 県・市町などによる口腔の健康づくりの取組の推進
- ・ 県民の歯科口腔保健への関心の向上

課題

- ・ 歯や口腔の健康に関する健康格差や地域格差
- ・ 第2次静岡県歯科保健計画の一部の指標が悪化
- ・ 歯周病検診の受診率が5%台
- ・ 関係部局・関係職種や職域等の連携
- ・ EBPMの推進が不十分
- ・ データ収集における課題

予想される 歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- ・ 人口減少、子ども・若者の減少、高齢化の進展
- ・ デジタルトランスフォーメーションの加速
- ・ PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用

歯科口腔保健パーパス Oral Health Purpose

全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる
歯科口腔保健の実現

① 個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備

② より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

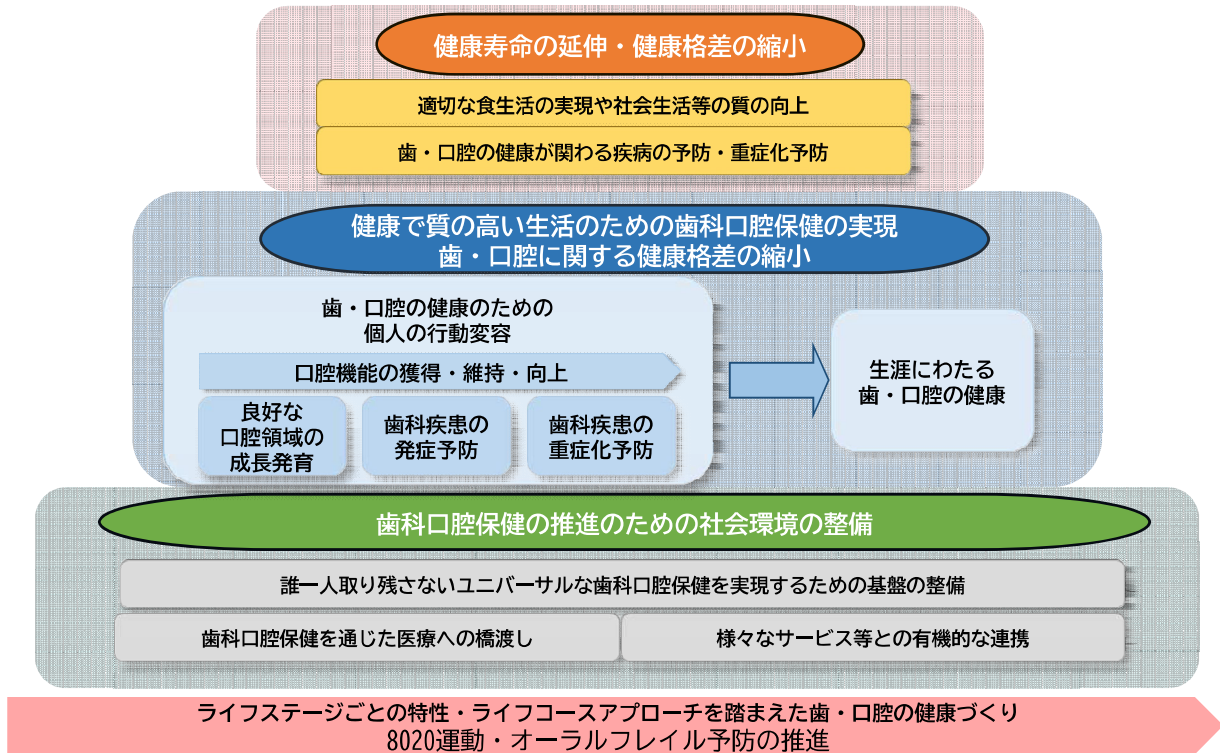
- ・ 様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健施策を展開するとともに、ライフコースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進
- ・ 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
- ・ 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- ・ 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

次期歯科保健計画が目指す方向性を明確化し実現していくために、歯科口腔保健パーパス（社会的な存在意義・目的・意図）を設定する。

2

■ 歯科口腔保健の推進に関するグランドデザイン

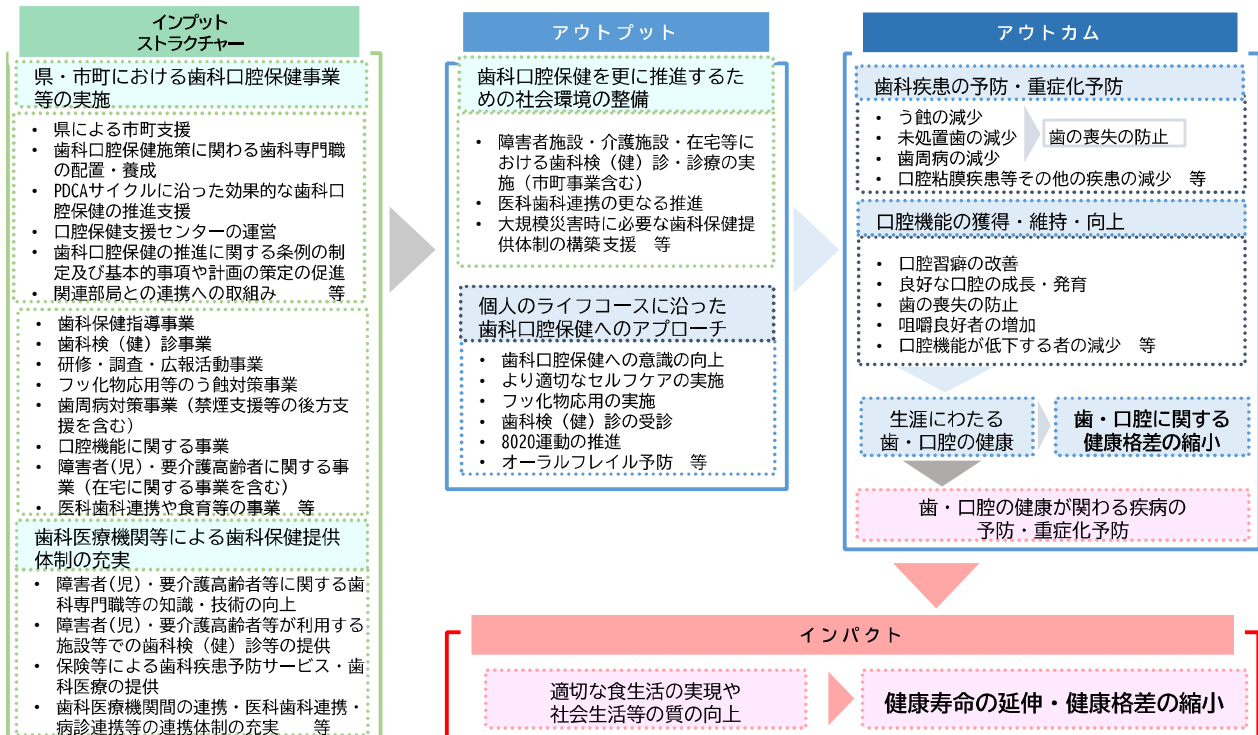
健康寿命の延伸・健康格差の縮小に向けた歯科口腔保健パーパスの実現のために、以下に示す方向性で歯・口腔の健康づくりを進める。



3

■ 歯科口腔保健の推進に関するロジックモデル

歯科口腔保健パーパス等を踏まえた歯科口腔保健の推進に向けて参考とするロジックモデルを示す。



4

次期計画の柱建て

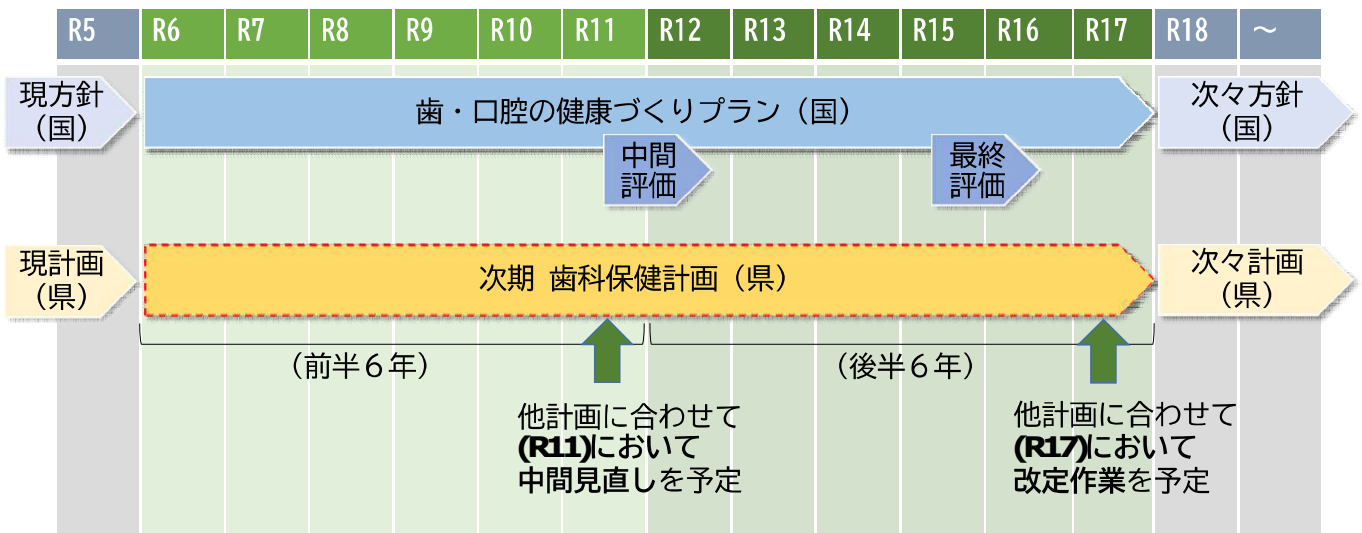
柱1	<p>■ 歯・口腔に関する健康格差の縮小</p> <p>歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、地域や集団の状況に応じた効果的な歯科口腔保健施策に取り組む。</p>
柱2	<p>■ 歯科疾患の予防・重症化予防</p> <p>ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ取組を組み合わせることにより、効果的な歯科疾患の予防・重症化予防を実現する。</p>
柱3	<p>■ 口腔機能の獲得・維持・向上</p> <p>QOLの向上等のため、発音・咀嚼・嚥下などの口腔機能の獲得・維持・向上のため、オーラルフレイル予防等のライフコースに沿った取組を実施する。</p>
柱4	<p>■ 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科保健障害のある方等の対象者の状況に応じて、歯科健診の受診や歯科保健指導の充実、かかりつけ歯科医を持つことの重要性の啓発等を行う。</p>
柱5	<p>■ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</p> <p>市町における条例制定や計画策定、行動科学的アプローチを活用した健診等の受診率向上などの支援を行い、実効的かつ効果的な歯科口腔保健施策を推進する。</p>
柱6	<p>■ その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項</p> <p>研修会等による歯科口腔保健の推進に関わる人材の資質の向上や、県民の行動変容に繋がる情報提供等を行います。</p>

国指針に準じる

5

計画期間と中間見直し

○ 国指針に合わせてR17(2035)年までの12年計画を予定。6年目に中間見直しを実施。



※ 関連する他分野の計画と整合性を図るため、計画途中であっても一部の取組や数値目標等を見直すことがある。

6

次期計画策定に向けてのスケジュール（案）

○ 現計画と国の指針をもとに、以下のスケジュールにて策定作業を進める。

	令和5年度			令和6年度以降
	7～9月	10～12月	1～3月	
計画	第二次静岡県歯科保健計画 H26～R4 → H26～R5へ延長			第三次
部会等	★8月23日 ・新計画素案、 数値目標協議	11月10日協議会 ・新計画素案報告	★1月18日 ・新計画 最終案協議	
調査等		最終案作成に向けて団体等への個別協議	新計画案 パブリックコメント	
国		★10月5日 ・次期プラン告示		

7

対応状況

■ 歯科保健部会(8/23)等での主な意見とその対応

意見	対応
・グランドデザインに8020運動およびオーラルフレイル予防の文言を入れていただきたい	・グランドデザイン（スライド3）に反映
・障害のある方の歯科保健で、市町の取組を促すような文言を入れていただきたい。	・参考資料(P15, 16)に反映
・フッ化物洗口の指標を観察指標として良いのでは。	・参考資料(P20)に反映
・災害歯科コーディネートのための人材育成支援	・参考資料(P29, 30)に反映

8

静岡県歯科保健計画の全体構成 新旧対照表（案）

※令和5年8月現在。今後変更があり得る。

第2次（現行）静岡県歯科保健計画【改訂版】	国指針	第3次（次期）静岡県歯科保健計画 構成案
<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の目標 2 歯科保健計画の位置づけ 3 計画年度と目標年度 4 歯科保健計画の特徴 	<p>第1章 基本的な指針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小 2. 歯科疾患の予防 3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上 4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 	<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の目標 2 歯科保健計画の位置づけ 3 計画年度と目標年度 4 歯科保健計画の特徴
<p>第2章 歯科保健の現況（中間評価）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歯や口の機能と歯の喪失（むし歯・歯周病・外傷など） <ol style="list-style-type: none"> (1) 次世代の健康（乳幼児期・学童期・思春期） (2) 成人期から高齢期の健康 2 歯や口の機能の獲得と歯の喪失予防に関する課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期・児童期・思春期 (2) 成人期から高齢期 (3) 歯科診療に際し特別な配慮を要する者への対応 <ol style="list-style-type: none"> ①障害等により歯科診療が困難な者 ②要介護等で通院が困難な者 3 大規模災害発生時の歯科保健提供手段の確保 	<p>第2章 目標・計画に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小 2. 歯科疾患の予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期 (2) 少年期 (3) 青壮年期 (4) 中年期・高齢期 (5) その他 3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期から青年期 (2) 壮年期から高齢期 4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 	<p>第2章 推進体制と進管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 推進体制の整備 2 進管理
<p>第3章 歯と口の健康づくりの方針・戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活の質の確保に向けた口腔機能の維持・向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期・学童期・思春期 (2) 成人期から高齢期 (3) 歯科診療に際し特別な配慮を要する者への対応 <ol style="list-style-type: none"> ①障害等により歯科診療が困難な者 ②要介護等で通院が困難な者 2 大規模災害発生時の歯科保健提供手段の確保 	<p>第3章 地方自治体の歯科口腔保健の基本事項の策定に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科口腔保健に関する目標・計画の設定及び評価 2. 目標・計画策定の留意点 	<p>第3章 目標・計画に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小 2. 歯科疾患の予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) う蝕の予防 (2) 歯周病の予防 (3) 歯の喪失防止 3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上 4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 6. その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歯科口腔保健を担う人材確保・育成 (2) 調査及び研究 (3) 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及 (4) 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力 (5) 大規模災害時の歯科口腔保健
<p>第4章 推進体制と進管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 推進体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県における推進体制 (2) 市町における推進体制 (3) 県民参加の推進体制 (4) 推進体制整備対策 2 進管理 	<p>第4章 歯科口腔保健を担う人材確保・育成に関する事項</p>	<p>第4章 参考資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指標一覧 2 静岡県民の歯や口の健康づくり会議設置要綱 3 口腔と全身の健康に関するエビデンスコラム集
<p>第5章 歯と口の健康づくりの目標の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数値目標の設定 2 目標及び指標設定の考え方 3 目標再設定の考え方 	<p>第6章 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及 (2) 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力 (3) 大規模災害時の歯科口腔保健 	

第3次静岡県歯科保健計画 数値目標一覧

指標	現状値 (年度)	目標 2035年度	数値の根拠	増進計画 指標
歯・口腔に関する健康格差				
☆ 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	2.2% (2021)	0.7%	歯科健康診査に係る実施状況報告調査	
☆ 12歳児でう蝕のない者の割合	82.2% (2022)	90%	学校歯科保健調査	○
12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の市町数	92.7% (2022)	90.0%	学校歯科保健調査	
静岡県民の歯や口の健康づくり会議の開催	年1回以上 (2023)	年1回以上	健康増進課調べ	○
歯科疾患の予防・重症化予防				
☆ 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合(再掲)	2.2% (2021)	0.7%	歯科健康診査に係る実施状況報告調査	
5歳児で乳歯むし歯を経験した者の割合	22.7% (2022)	10%	5歳児歯科調査	○
☆ 12歳児(中学1年生)でう蝕のない者の割合(再掲)	82.2% (2022)	90%	学校歯科保健調査	○
40歳で未処置のう蝕を有する者の割合	39.0% (2021)	10%	市町の歯周疾患検診結果による	
50歳で未処置のう蝕を持つ者の割合	36.1% (2021)	10%	市町の歯周疾患検診結果による	○
60歳で未処置のう蝕を持つ者の割合	33.4% (2021)	10%	市町の歯周疾患検診結果による	
70歳で未処置のう蝕を有する者の割合	34.1% (2021)	10%	市町の歯周疾患検診結果による	
学校歯科保健委員会の開催	年1回以上 (2023)	年1回以上	健康増進課調べ	
☆ かかりつけ歯科医を持つ者(定期管理を受けている者)の割合	58.5% (2022)	95%	健康に関する県民意識調査	
☆ 中学校3年生で歯肉に炎症所見(G+GO)を有する者の割合	19.0% (2022)	15%	学校歯科保健調査	
☆ 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	29.2% (2021)	20%	健康に関する県民意識調査	
☆ 40歳で歯周炎を有する者の割合	49.8% (2021)	25%	市町の歯周疾患検診結果による	
60歳で歯周炎を有する者の割合	60.2% (2021)	35%	市町の歯周疾患検診結果による	
成人の喫煙率	16.4% (2022)	12%	国民生活基礎調査	○
学校歯科保健委員会の開催(再掲)	年1回以上 (2023)	年1回以上	健康増進課調べ	
☆ 80歳で自分の歯が20本以上ある者の割合	68.4% (2021)	85%	後期高齢者歯科健診結果	○
口腔機能の獲得・維持・向上				
オーラルフレイルの認知度	24.8% (2022)	50%	健康に関する県民意識調査	
☆ 50歳代における咀嚼良好者の割合	83.5% (2021)	90%	健康政策課調べ	
定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科保健				
☆ かかりつけ歯科医を持つ者(定期管理を受けている者)の割合(再掲)	58.5% (2022)	95%	健康に関する県民意識調査	
障害者歯科対応研修受講者数(H25までは障害者歯科相談医数)	607 (2022)	700	静岡県歯科医師会調べ	
歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備				
☆ 歯科条例を制定する市町数	15 (2022)	18	健康増進課調べ	
☆ 歯科保健計画作成市町数	22 (2022)	25	健康増進課調べ	
静岡県歯科公衆衛生研修会の開催	年1回以上 (2023)	年1回以上	健康増進課調べ	
☆ かかりつけ歯科医を持つ者(定期管理を受けている者)の割合(再掲)	58.5% (2022)	95%	健康に関する県民意識調査	○
法令で定められている歯科検診※を除く歯科検診を実施している市町数	34 (2021)	35	健康増進課調べ	
その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項				
静岡県歯科公衆衛生研修会の開催(再掲)	年1回以上 (2023)	年1回以上	健康増進課調べ	
8020推進員の養成数(累計)	12,194 (2022)	15,000	静岡県歯科医師会調べ	○
5歳児歯科調査の実施	年1回 (2023)	年1回	健康増進課調べ	
歯科保健対策実施状況調査の実施	年1回 (2023)	年1回	健康増進課調べ	
歯科保健医療提供体制分析・活用事業ワーキング・グループの開催	年1回以上 (2022)	年1回以上	健康増進課調べ	
8020推進・静岡県大会の開催	年1回 (2023)	年1回	健康増進課調べ	
オーラルフレイルの認知度(再掲)	24.8% (2022)	50%	健康に関する県民意識調査	
静岡県8020推進住民会議の開催	年1回以上 (2023)	年1回以上	健康増進課調べ	
医療救護活動に係る郡市区歯科医師会との協定を締結している市町数	22 (2022)	35	健康増進課調べ	

☆ : 国で設定された目標(類似指標含む)

※ : 母子保健法 第12条第1項に定める健康診査及び健康増進法 第19条の2に定める厚生労働省令で定める事業による歯科科